

適切な意思決定支援に関する指針

京見の森クリニック

<基本方針>

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師などの医療従事者から本人・家族などへ適切な情報の提供と説明がなされたうえで、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めます。

<医療・ケアの在り方>

- 本人による意思決定を基本とします。
- 本人の意思は変化しうるものですので話し合いが繰り返し行われることが重要です。
- 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから家族などの信頼できる方を含めて話し合いが繰り返し行われることが重要です。
- 医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更・中止などは医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断します。
- 可能な限り疼痛やそのほかの不快感を十分に緩和し、本人・家族などの精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

<医療・ケアの方針の決定手続き>

(1) 本人の意思が確認できる場合

本人による意思決定を基本としつつ家族等を含めて本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けて繰り返し話し合い、方針の決定を行います。話し合った内容は、その都度、文書にまとめるものとします。

(2) 本人の意思が確認できない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合にはその推定意思を尊重します。
- ② 家族などが本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善かについて、ご本人に代わる方としてご家族様等と十分に話し合い、最善の方針をとることを基本とします。
- ③ ご家族様等がない場合及びご家族様等が判断を医療・ケアチームにゆだねる場合には、ご本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ 話し合った内容はその都度、文書にまとめるものとします。

(3) 医療・ケアの方針やないようの決定が困難な場合や、合意が得られない場合などについては複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、方針等についての検討及び助言を受けることが必要であると考えます。

上記の指針は厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえて作成しています。